

令和3年度 不妊治療費等補助金の 新型コロナウイルス感染拡大に伴う要件の緩和

袋井市では、令和2年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期し、再開した場合、次のように申請の年齢を緩和します。



年齢要件の緩和

一般不妊治療（人工授精）費

対象者：令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳の場合、治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満の方まで補助対象とします。

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費

対象者：令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の場合、治療期間の初日における妻の年齢が44歳未満の方まで補助対象とします。

通算回数：

【令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳の場合】

初回の補助に係る治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満の方は通算6回とします。

【令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の場合】

初回の補助に係る治療期間の初日における妻の年齢が44歳未満の方は通算3回とします。

不育症治療費

対象者：令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の場合、治療期間の初日における妻の年齢が44歳未満の方まで補助対象とします。

この緩和措置の対象となる方の申請期限

令和4年3月31日まで

本事業の通常の要件に該当する方で、治療終了日が1月～3月の場合は、治療終了日から90日以内まで申請期限が延長できますが、この緩和措置の対象となる方の申請期限は、令和4年3月31日までです。申請期限の延長はありませんので、あらかじめご了承ください。

申請先・問合せ先

袋井保健センター（袋井市健康づくり課おやこ健康係）

住所：袋井市久能2515-1 はーとふるプラザ袋井（袋井市総合健康センター2階）

電話：0538-42-7410